

令和4年度松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月2日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
民生部長	鈴谷一彦
教育次長兼社会教育課長	原田賢
産業建設部長	吉崎英雄
総務課長	入口直幸
税務課長	藤田弘美
危機管理課長	池田和史
チャレンジ課長	袴田智香
長寿社会課長	山下真穂
住民課長	佐藤友美
福祉課長	宮本早苗
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和4年度松茂町議会第2回定例会会議録

令和4年6月2日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第 3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第4 報告第 1号 令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第5 報告第 2号 令和3年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について
- 日程第6 承認第 2号 専決処分承認を求めることについて
 - 専決第 2号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
 - 専決第 3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 専決第 4号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第7 議案第23号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第8 議案第24号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第 4号 議員派遣の件

令和4年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月2日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和4年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。令和4年度第2回定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初夏の季節に入りました。6月は、春から夏へと移りゆく変わり目の季節でございますので、体調を崩さないように、十分気をつけていただきたいと思います。本日は議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、町からは、吉田町長はじめ、各部課長のご出席をいただいております。ありがとうございます。

さて、今回の定例会は、議案数はあまり多くはございませんが、慎重審議、ご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和4年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和4年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長から招集のご挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

今年もはや6月を迎えまして、梅雨入りも間近でございます。じめじめした時期となっておりますので、議員の皆様方につきましては、お体に十分ご留意をいただきまして、議会に臨んでいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

本日の令和4年度松茂町議会第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議長も申しましたように、本日の定例会に上程をいたしております案件につきましては、同

意1件、報告2件、承認1件、議案2件の合計6案件となっております。どうか全案件、慎重にご審議を賜りまして、可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが、招集のご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められると、議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告しておきます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番川田修議員、及び1番尾野浩士議員を指名いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月2日から6月14日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤禎宏君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月2日から6月14日までの13日間に決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第3、同意第3号「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、令和4年第2回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価員の選任につきましては、従来から税務課長を任命いたしておりますが、このたびの定期異動により税務課長に異動がありましたことから、新たに税務課長藤田弘美氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、藤田氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決に入ります。

同意第3号「固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「固定資産評価員の選任について」は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 日程第4、報告第1号「令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号、令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和3年度事業のうち、事業の執行状況により、地方公務員の定年の引上げ等に伴う例規整備支援事業において121万円、行政手続オンライン化対応事業において335万5千円、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業において5,833万3,318円、農地情報共有体制整備支援事業において8万円、農山漁村未来創造事業において1千万円、県営漁港関係事業において280万円、ICT授業環境高度化推進事業において159万5千円を令和4年度に繰り越して、事業を実施するものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細説明を求めます。

入口総務課長。

○総務課長【入口直幸君】 それでは、私から、報告第1号の繰越明許費についてご報告させていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

報告第1号、令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書3ページ、恐れ入りますが、向きが変わります。表をご覧ください。

令和3年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款5総務費で2件、款10民生費で1件、款20農林水産費で3件、款40教育費で1件の計7件を繰り越しいたしました。

それでは、議案書3ページ、計算書の方で、総務課所管事業の説明をさせていただきます。

款5総務費、項1総務管理費におきまして、2つの事業を令和4年度に繰り越しいたしました。上段、地方公務員の定年の引上げ等に伴う例規整備支援事業におきまして、121万円を令和4年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、全て一般財源でございます。

この事業は、地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるもので、準拠すべき国家公務員の基準の詳細な内容が示されていないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、下段、行政手続オンライン化対応事業におきまして、335万5千円を令和4年度に繰り越しいたしました。繰り越しをいたしました財源の内訳は、全て国費でございます。

この事業は、国のデジタルガバメント実行計画に基づき、引越しに伴う自治体への転出、転入等の行政手続を、まとめてポータルサイトからオンラインで行える「引越しワンストップサービス」のシステム改修費でございまして、国の交付決定通知が3月上旬であったため、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、これら2つの事業に関連いたします事項別明細書について、次の4ページに歳入を、5ページ、6ページに歳出を、各課所管ごとに添付しております。

この後、各課長から繰越明許費についてご説明をいたしますので、併せてご参照ください。

以上、総務課所管事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 山下長寿社会課長。

○長寿社会課長【山下真穂君】 それでは、私から、報告第1号のうち、長寿社会課で所管いたします繰越明許費についてご報告申し上げます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

款10民生費、項1社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業におきまして、5,833万3,318円を令和4年度に繰り越しました。繰り越しをした財源の内訳は、国庫支出金が4,853万3,318円、一般財源が980万円でございます。

この事業は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のメニューの1つで、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある非課税世帯や家計急変世帯に対して、10万円をプッシュ型で給付するものです。本臨時特別給付金の申請期間が9月30日までとなっているため、4月1日以降の申請に対する事業費について、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上で、長寿社会課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 谷本産業環境課長。

○産業環境課長【谷本富美代君】 それでは、私から、報告第1号のうち、産業環境課で所管いたします繰越明許費につきまして、ご報告させていただきます。

引き続き、議案書3ページをご覧ください。

事業名、上から4行目になります。款20農林水産業費、項1農業費、農地情報共有体制整備支援事業におきまして、8万円を令和4年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全てが国庫補助金でございます。

この事業は、農業委員会費の備品購入費で、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、タブレット端末2台を購入する費用でございます。事務を担う全国農業会議所の手続が年度内に整わず、翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、その下、農山漁村未来創造事業におきまして、1千万円を令和4年度に繰り越いたしました。繰り越しをした財源の内訳は、全てが県補助金でございます。

この事業は、農業振興費の負担金補助及び交付金で、大津松茂農業協同組合が、梨選果場において市場ニーズに対応するための高機能梨選果システムを導入するものですが、コロナ感染症の拡大による半導体不足により、年度内に整備が困難となったことから、翌年度に繰り越しをするものでございます。

最後に、下段の項5水産業費の県営漁港関係事業におきまして、280万円を令和4年度に繰り越しいたしました。繰り越しをしました財源の内訳は、全てが一般財源でございます。

この事業は、水産振興費の負担金補助及び交付金で、長原漁港岸壁の砂流出防止の補修工事で、耐震機能を含めた改良工事として、令和2年度から5か年の計画で県が実施しております。コロナウイルス感染症拡大による矢板などの仮設資材の確保が困難となり、年度内の工事ができなくなったことにより、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上、産業環境課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 河野学校教育課長。

○学校教育課長【河野歩美君】 それでは、私から、報告第1号のうち、学校教育課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の3ページをご覧ください。

繰越計算書の最下段、款40教育費、項10中学校費の、事業名、ICT授業環境高度化推進事業におきまして、159万5千円を令和4年度に繰り越しいたしました。繰り越した財源の内訳は、国費42万7千円、一般財源116万8千円でございます。

この事業は、授業を行う本務教員に対して、1人1台の端末を設置するという国の方針にのっとり設置するもので、本年2月の補助金交付の内定を受け、3月に補正予算を計上し、そのまま繰り越しさせていただいたものでございます。

以上、学校教育課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これで、報告第1号は終わりました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第5、報告第2号「令和3年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号、令和3年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告をするものであります。

この件につきましては、既に事業を終えています。受注者が破産手続を開始したことから、交流拠点施設マツシゲートホームページ制作及び管理事業において、74万2,500円、弁護士委託事業20万円、STEAM教育実践委託事業70万9,500円の支払いを、令和4年度に事故繰越しをするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これより、担当職員の詳細説明を求めます。

袴田チャレンジ課長。

○チャレンジ課長【袴田智香君】 それでは、私から、報告第2号のうち、チャレンジ課で所管いたします事業について、ご報告させていただきます。

議案書7ページをお開き願います。

報告第2号、令和3年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度松茂町一般会計事故繰越し繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。

次の8ページをご覧ください。

繰越計算書でございます。款5総務費、項1総務管理費、事業名、交流拠点施設マツシゲートホームページ制作及び管理事業で、繰越額74万2,500円を令和4年度へ繰り越いたしました。財源の内訳は、全て一般財源でございます。

これは、交流拠点施設マツシゲート専用ホームページの更新、制作及び保守管理について、松茂町内に本店を構えておりました広告代理店と、令和3年4月1日に委託契約の締結を行いましたが、その夏以降、外部から受注者の経営状況が芳しくないとの情報があり、10月末日をもって契約を打ち切りました。本町としては、出来高に基づく精算払いを行うことといたしましたが、その直後に当該受注者が破産したことから、支払いの相手方と方法が確定しないものであります。現在も、裁判所と破産管財人の弁護士において手続中であり、清算しますのに年度をまたぎますことから、事故繰越しとしたものです。

なお、今回の事故繰越しに関連し、ホームページに使用しております写真の著作権料の支払いも繰り越しとしております。今後は、裁判所による手続きが完了次第、支払いする予定となっております。9ページに歳入と歳出の事項別明細書を記載しておりますので、

併せてご覧ください。

以上で、チャレンジ課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 河野学校教育課長。

○学校教育課長【河野歩美君】 それでは、私から、報告第2号のうち、学校教育課で所管いたします事業についてご報告させていただきます。

引き続き、議案書の8ページをご覧ください。

繰越計算書の中段以降、款40教育費、項1教育総務費、事業名、弁護士委託事業で繰越額20万円、及び事業名、STEAM教育実践委託事業で、繰越額70万9,500円を、令和4年度に繰り越いたしました。財源の内訳は、それぞれ全て一般財源でございます。

これは、学校でのSTEAM教育を進めるために、町内でSTEAM教育スクールを開校する事業者と、令和3年4月20日に委託契約の締結を行いましたが、この事業者が、先ほどチャレンジ課長からご説明させていただきました広告代理店と同事業者であり、同様の理由で10月末日をもって契約を解除いたしました。また、この事業も同様に出来高に基づく清算払いを行うことといたしましたが、当該受注者が破産し、現在も裁判所と破産管財人の弁護士において手続中であり、清算に年度をまたぎますことから、事故繰越とさせていただきますのでございます。

また、これらの手続に万全を期すため、弁護士に委託しております費用の支払いも繰り越しさせていただいております。今後は、裁判所による手続が完了次第、支払いする予定となっております。

以上、学校教育課所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これで、報告第2号の報告が終わりました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第6、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第8、議案第24号「令和4年度松茂町一般会計補正予算(第1号)」までの承認1件と議案2件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

まず、専決第2号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び同政令並びに同省令が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容は、景気回復に万全を期すために、固定資産税の商業地等、土地の税額の上昇を軽減する措置、住民税の住宅ローン控除延長などが行われたものであります。

次に、専決第3号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び同省令が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容は、課税限度額についての引上げを行うものです。

次に、専決第4号、令和3年度松茂町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,955万円を追加し、補正後の予算の総額を73億6,543万6千円とするものであります。

この補正予算は、令和3年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額部分と歳出不用額を合わせて、財政調整基金に1億8,749万1千円、公共施設更新等準備基金に1億円を積み立てたものであります。

続きまして、議案第23号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、令和4年3月31日に徳島県市町村総合事務組合を組織する板野西部青少年補導センター組合が解散したため、徳島県市町村総合事務組合規約の一部改正規約を定めることにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,037万2千円を追加し、補正後の予算の総額を65億9,237万2千円とするものであります。

この補正予算の主なものといたしましては、国が実施いたします住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金及び低所得者の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を支給する特別給付金のほか、町独自事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の特別給付金の対象外となる中学

生までの子育て世帯に対して、子ども1人当たり1万円を支給する松茂町子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算などであります。

以上で、提案理由の説明は終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案2件につきましては、6月6日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第9、発議第4号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る5月27日開催の議会運営委員会において、議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議として決定をいただき、このように提出されております。議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和4年6月から令和5年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

藤枝議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月3日から6月5日までの3日間は、議案調査のため休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月3日から6月5日までの3日間は休会と決定いたしました。

次回は、6月6日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたしたいと思います。ご審議ありがとうございました。

午前10時36分散会